

- であること。
- (2) 第一種電気通信事業者又は第一種電気通信事業者と直接契約している販売代理店(第二種電気通信事業者)であること。
- (3) 販売代理店(第二種電気通信事業者)の場合は、第一種電気通信事業者の提供する専用通信回線サービスについて直接販売する権利を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県企画振興部情報企画課管理班(熊本県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 3085
- (2) 入札説明書の交付
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 交付期限は、平成 14 年 7 月 22 日とする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 14 年 7 月 24 日 午後 1 時 30 分
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課
OA ルーム
- (4) 入札書の提出方法
3 の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 の(1)記載の場所に平成 14 年 7 月 23 日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県企画振興部情報企画課管理班(熊本県庁行政棟新館 9 階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 3085
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
否
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 570 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
インターネット接続環境のセキュリティ監査業務
- (2) 委託業務の内容
熊本県が運用している熊本県総合行政ネットワークにおけるインターネット接続環境のセキュリティに係る監査の実施等
- (3) 委託業務の詳細
入札説明書による。
- (4) 委託期間
平成 14 年 8 月 1 日から平成 15 年 2 月 28 日まで
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、委託料総額を記載すること。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年告示第 420 号)の規定を準用する。
エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、情報処理業務に関する入札参加資格を有すると認められた者であること。
なお、要綱の施行により廃止された情報システム関連委託契約に係る一般競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年熊本県告示第 152 号）に基づく入札参加資格を有する者は、要綱の規定に基づく登録がなされた者とみなす。
 - (2) 過去 2 年間に 1,000 人以上のユーザが利用するネットワークにおけるインターネット接続環境に係る次に掲げる装置について、遠隔地からのリモート検査等によるセキュリティ監査を行った実績を有すること。
 - ア UNIX による FireWall 装置
 - イ UNIX による DNS 装置
 - ウ UNIX による Mail 装置
 - エ UNIX による WWW サーバ装置
 - (3) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 5 年熊本県告示第 243 号）別表第 2 の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があった場合、当該事実があった後、1 年以上経過している者であること。
- 3 競争入札参加資格審査申請書の提出
2 の (1) に掲げる資格のない者で本競争入札に参加を希望する場合、次のとおり要綱に定める入札参加資格申請書等を提出し、競争参加資格の有無について審査を受けなければならない。
 - (1) 期間
平成 14 年 7 月 12 日（金）から平成 14 年 7 月 19 日（金）までのそれぞれの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
なお、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間合わないことがある。
 - (2) 提出場所
熊本県出納局管理調達課（資格審査班）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6343・6349
 - (3) 提出方法
持参又は郵送によること。
- 4 競争参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する場合、次のとおり競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 期間
平成 14 年 7 月 12 日（金）から平成 14 年 7 月 24 日（水）までのそれぞれの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (2) 提出場所
5 に同じ。
 - (3) 提出方法
持参又は郵送によること。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県企画振興部情報企画課（管理班）
郵便番号 862 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 383 1111 内線 3085・3086
- 6 入札手続等
 - (1) 担当課
5 に同じ。
 - (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ア 期間
平成 14 年 7 月 12 日（金）から平成 14 年 7 月 24 日（水）までのそれぞれの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - イ 場所
(1) に掲げる場所に同じ。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
 - ア 日時
平成 14 年 7 月 26 日（金）午後 1 時 30 分
 - イ 場所
熊本県企画振興部情報企画課（熊本県庁行政棟新館 9 館）
 - ウ 方法
持参又は郵送によること。郵送による場合は、入札の前日までに必着すること。
- 7 その他
 - (1) 入札保証金
6 の (3) のアに掲げる入札の日時までに見積もった契約希望金額に、100 分の 5 を乗じた額以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 無効の入札
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
熊本県会計規則第 89 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
なお、落札者は、落札決定の日から 7 日以内に、記名押印した契約書の案を提出すること。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県監査委員公告第 13 号

平成 13 年 12 月 3 日から平成 14 年 3 月 14 日までの間に実施した財政的援助団体監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

平成 14 年 7 月 12 日

熊本県監査委員	寺	嶋	建
同	山	本	孝
同	八	浪	知
同	吉	本	行
			児

<p>監査対象機関</p>	<p>監査執行年月日</p>	<p>報告公表事項</p>	<p>改善措置</p>
<p>財団法人くまもとテクノ産業財団</p>	<p>平成14年 1月28日</p>	<p>設備貸与事業及び単県設備貸与事業の未収金（平成12年度末現在、411,504千円）の解消に引き続き努めること。</p>	<p>1 未収貸与企業及び連帯保証人に対し、文書により重ねて支払督促、また必要に応じて直接訪問し、支払要請を行っている。 2 債権回収に係る嘱託専門員の配置を検討している。 など、引続き未収金の回収に努めるとともに、回収不能な未収債権については、当財団で定める基準に沿って、適宜償却を行う。 なお、13年度末現在の未収金残高は236,737千円に縮減した。</p>

熊本県監査委員公告第 14 号

平成 14 年 4 月 19 日から平成 14 年 4 月 25 日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 14 年 7 月 12 日

熊本県監査委員 寺山 嶋 建
同 同 同 山 本 知 孝
同 同 同 八 浪 賢 行
同 同 同 吉 本 児

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機関名		
健康福祉部	保健環境科学研究所	平成 12 年 10 月 ～ 平成 13 年 9 月	平成 14 年 4 月 24 日
	こども総合療育センター	〃	平成 14 年 4 月 25 日
	精神保健福祉センター	〃	平成 14 年 4 月 23 日
	食肉衛生検査所	〃	平成 14 年 4 月 24 日
農政部	中央家畜保健衛生所	〃	平成 14 年 4 月 19 日
	城北家畜保健衛生所	〃	平成 14 年 4 月 19 日
	阿蘇家畜保健衛生所	〃	平成 14 年 4 月 22 日
	城南家畜保健衛生所	〃	平成 14 年 4 月 22 日
	天草家畜保健衛生所	〃	平成 14 年 4 月 23 日

2 監査の主眼

今回の監査は、健康福祉部の 4 出先機関、農政部の 5 出先機関を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実に行われているか。
- (8) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (9) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

特に報告公表する事項は認められなかった。

なお、事務監査時において、委託業務、手数料収入の事務処理などに関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

熊本県高齢者保健福祉推進委員会公告第 1 号
熊本県高齢者保健福祉推進委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。
平成 14 年 7 月 12 日

熊本県高齢者保健福祉推進委員会
会長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時
平成 14 年 7 月 26 日 (金)
午後 2 時から午後 4 時 30 分まで (予定)
- 2 開催場所
熊本県熊本市水道町 15 番 11 号
メルパルク熊本 2 階「鳳凰の間」
- 3 議題 (予定)
 - (1) 熊本県高齢者保健福祉計画及び熊本県介護保険事業支援計画(「高齢者かがやきプラン」)に基づく施策の推進状況について
 - (2) 次期「介護保険事業計画」における介護サービス量等の見込み(中間値)の取りまとめ結果について
 - (3) 次期「高齢者かがやきプラン」における介護保険施設種類ごとの必要入所定員総数設定の調整方針(案)について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 介護の傍聴の受付は、午後 1 時 30 分から午後 2 時までで会議の会場において行い、委員会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県高齢者保健福祉推進委員会事務局(熊本県健康福祉部高齢保健福祉課企画・在宅班)
(電話 096-383-1111 内線 7094)

熊本県民文化祭推進委員会公告第 2 号
熊本県民文化祭推進委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 14 年 8 月 5 日 (月)
午前 10 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本市城東町 4 番 2 号
熊本ホテルキャッスル 地下 1 階「山茶花」
- 3 議題
 - 1 第 15 回熊本県民文化祭 in かみましきの事業計画案について
 - 2 第 16 回熊本県民文化祭の開催地について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県民文化祭推進委員会事務局(熊本県企画振興部文化企画課事業推進班)
(電話 096-383-1111 内線 3545)

熊本県公安委員会告示第 10 号

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 7 号(道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 8 号の 2、第 11 号、第 12 号及び第 13 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のとおり改正し、平成 14 年 7 月 12 日から施行する。

平成 14 年 7 月 12 日

熊本県公安委員会委員長 本 田 暁 良

6 の項を次のように改める。

6 法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する講習で大型第二種免許及び普通第二種免許に係る講習を行う場所、期日及び受付時間は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 大型第二種免許に関する講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本自動車学園 (熊本市戸島町 3144 番地 1)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	火曜日	午後 0 時 00 分から同 1 時 00 分まで

(2) 普通第二種免許に関する講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本自動車学園 (熊本市戸島町 3144 番地 1)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	火曜日	午後 0 時 00 分から同 1 時 00 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目 8 番 1 号)	火曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 30 分まで

8 の項を次のように改める。

8 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号の 2 に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 大型旅客車講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本自動車学園 (熊本市戸島町 3144 番地 1)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	水曜日	午後 0 時 00 分から同 1 時 00 分まで

(2) 普通旅客車講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本自動車学園 (熊本市戸島町 3144 番地 1)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	水曜日	午後 0 時 00 分から同 1 時 00 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	金曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目 8 番 1 号)	月曜日	午前 10 時 00 分から同 10 時 30 分まで

正 誤

平成 13 年 8 月 31 日熊本県公報第 10737 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正	誤
10	下	管理者が認めるものの年次有給休暇の日数については、管理者が定める日数とする。 第 13 条中「別表第 1」を「別表第 4」に改める。	管理者が認めるものの年次有給休暇の日数については、管理者が定める日数とする。
		員にあつては、一日又は一時間)」に改める。 第 19 条第 1 項中「別表第 1」を「別表第 4」に改める。	員にあつては、一日又は一時間)」に改める。
		別表第 1 中「別表第 2」を「別表第 5」に改め、同表を別表第 4 とし、別表第 2 中「別表第 1 第 14 項関係」を「別表第 4 第 14 項関係」に改め、同表を別表第 5 とし、附則の次に別表として次の 3 表を加える。	附則の次に別表として次の 3 表を加える。